

令和7年度 石川地方労働審議会 労働災害防止部会 議事録

|          |  |                    |             |
|----------|--|--------------------|-------------|
| 開催日時     | 令和7年12月16日 火曜日 10時00分～11時56分                             |                    |             |
| 開催場所     | 金沢駅西合同庁舎 6階 共用第1会議室                                      |                    |             |
| 出席委員     | 公益代表委員   | 表 志津子              | 長澤 裕子       |
|          | 労働者代表委員  | 西田 翔               |             |
|          | 使用者代表委員  | 田口 成樹              | 橋本 政人       |
|          | 欠席委員   | 浅谷 鞠奈 (労働者代表)      |             |
|          | 事務局  | 細貝労働基準部長           | 坂本監督課長      |
| 大川課長補佐   |  | 米谷副主任地方<br>労働衛生専門官 | 山中地方産業安全専門官 |
| 川場健康安全主任 |  | 小原地方産業安全専門官        |             |
| 議題       | 1 開会   |                    |             |
|          | 2 議題<br>石川労働局第14次労働災害防止計画の推進（中間年）における進捗状況等について           |                    |             |
|          | 3 閉会   |                    |             |
| 議事内容     | <ul style="list-style-type: none"> <li>別紙のとおり</li> </ul> |                    |             |

令和7年12月15日(火)

10時00分～11時56分

金沢駅西合同庁舎6階 共用第1会議室

【大川課長補佐】

定刻となりましたので、ただいまから令和7年度石川地方労働審議会労働災害防止部会を開催いたします。

本日は、皆様お忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。議事開始までは、私、健康安全課の課長補佐の大川が進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

最初に、本日の資料について、事前に委員の皆様方に配布させていただきましたが、お送りする時期が遅くなり、また、修正もございましたことから、委員の皆様におかれましては、慌たたく御覧いただいたのではないかと思います。大変申し訳ありませんでした。御容赦いただきますようお願いいたします。また、本日追加の資料としまして、参考資料4及び参考資料5をお配りいたしました。御確認ください。よろしいでしょうか。

本部会は、石川地方労働審議会運営規程第5条に基づき、公開の会議となっておりますが、傍聴希望者はいらっしゃいません。また、同規程第6条に基づき、議事録には、発言委員の個人名を載せまして公開させていただくこととなっておりますので、あらかじめ御了承ください。

それでは最初に、当部会の開催に当たりまして、細貝労働基準部長より御挨拶をさせていただきます。

【細貝労働基準部長】

おはようございます。労働基準部長の細貝でございます。委員の皆様方には年末のお忙しい中、本部会の委員を御承諾いただきましたことを、この場をお借りして御礼を申し上げます。ありがとうございます。また日頃より労働基準行政に多大なる御理解と御協力を賜っておりますことをこの場をお借りして御礼を申し上げます。ありがとうございます。

本日は労働災害防止部会ということでございまして、御審議いただく内容は、石川労働局第14次労働災害防止計画の推進の状況とともに、今後どのように取り組んでいくかということをお審議いただければと考えてございます。労働災害防止計画につきましては、労働安全衛生法という法律で、5か年の計画で順次続けていくということが定められております。数えて第14次の今計画は令和5年、2年前から始めており、まもなく3年度目が終わり、残り4年目、5年目という状況でございます。

労働災害の状況については、後ほど担当の方から御説明をさせていただきますが、長期的に見れば30年前、40年前、休業4日以上死傷者の方が3,000名、4,000名という時代から、直近で見れば1,200人程度ということで少なくなっているんですけども、直近足元を見るとやや増えているといった兆しも見られているということでございます。これはさまざまな要因がございまして、働く方々の高齢化が進んでいるといったことですか、あとは安全面、いわゆる製造業、建設業での基本的な対策は進んでいる中で、第三次産業で転倒災害が増えていること、安全だけではなくて心身の面でのメンタルヘルスも含めて対策が必要だといったことで、

大分様相が異なってきているということでございます。

そういった中で、この石川労働局の管内で起きているここ2年間ほどの災害の状況を見ていただいて、今後どのように取り組んでいったら良いかということをお審議いただきたいと思っております。御審議いただくことが多くて盛りだくさんの内容かもしれませんが、いろいろと御意見を賜れば幸いですので、どうぞよろしくお願いいたします。

**【大川課長補佐】**

次に部会委員をお紹介させていただきます。お手元に、本日の出席者名簿をお配りしておりますので、その順番でお紹介させていただきます。

公益代表委員の表委員でございます。

**【表委員（部会長）】**

表でございます。よろしくお願いいたします。

**【大川課長補佐】**

同じく公益代表委員の長澤委員でございます。

**【長澤委員】**

長澤でございます。よろしくお願いいたします。

**【大川課長補佐】**

労働者代表委員の西田委員でございます。

**【西田委員】**

西田です。よろしくお願いいたします。

**【大川課長補佐】**

使用者代表委員の田口委員でございます。

**【田口委員】**

田口です。どうぞよろしくお願いいたします。

**【大川課長補佐】**

同じく使用者代表委員の橋本委員でございます。

**【橋本委員】**

橋本です。よろしくお願いいたします。

**【大川課長補佐】**

浅谷委員につきましては、所用により欠席するとの御報告を頂いております。

続いて、石川労働局の出席者を御紹介いたします。今ほど御挨拶をいたしました労働基準部長

の細貝でございます。

**【細貝労働基準部長】**

よろしく願いいたします。

**【大川課長補佐】**

監督課長の坂本でございます。

**【坂本監督課長】**

坂本です。よろしく願いいたします。

**【大川課長補佐】**

健康安全課長の宮田でございます。

**【宮田健康安全課長】**

宮田でございます。よろしく願いします。

**【大川課長補佐】**

副主任地方労働衛生専門官の米谷でございます。

**【米谷副主任地方労働衛生専門官】**

米谷です。よろしく願いします。

**【大川課長補佐】**

地方産業安全専門官の山中でございます。

**【山中地方産業安全専門官】**

山中でございます。よろしく願いします。

**【大川課長補佐】**

健康安全主任の川場でございます。

**【川場健康安全主任】**

川場です。よろしく願いします。

**【大川課長補佐】**

そして私、健康安全課の課長補佐の大川でございます。よろしく願いいたします。

本部会の部会長につきましては、令和7年10月22日開催の石川地方労働審議会において、表委員が指名されて選任されております。これより議事の進行につきましては、表部会長に議長をお願いしたいと存じます。また、これより撮影につきましては御遠慮いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは表部会長、よろしくお願いいたします。

**【表部会長】**

どうぞよろしくお願いいたします。それでは令和7年度石川地方労働審議会労働災害防止部会の議事に入らせていただきますが、その前に、部会長代理の指名について申し上げます。

地方労働審議会令第6条第6項において、部会長代理は当該部会に属する公益を代表する委員のうちから、部会長があらかじめ指名する者とされており、当部会に属する公益を代表する委員は私と長澤委員の2名ですので、長澤委員を部会長代理に指名いたします。

長澤委員、よろしくお願いいたします。

**【長澤委員】**

お受けいたします。

**【表部会長】**

次に事務局から、本日の会議有効成立要件について報告願います。

**【大川課長補佐】**

本日の委員の出席状況を御報告いたします。

本日は、公益代表委員2名、労働者代表委員1名、使用者代表委員2名の計5名の委員のご出席をいただいております。従いまして、地方労働審議会令第8条第1項による委員の3分の2以上の出席により、本部会が有効に成立することを御報告申し上げます。

**【表部会長】**

ありがとうございます。続きまして、議事に入る前に石川地方労働審議会運営規程第6条に基づき、本日の議事録確認者を指名したいと思います。公益側は私が行います。

労働者側は、西田委員お願いします。

**【西田委員】**

はい。

**【表部会長】**

使用者側は、橋本委員よろしくお願いいたします。

**【橋本委員】**

はい。

**【表部会長】**

ありがとうございます。それでは議事に入ります。議事内容の石川労働局第14次労働災害防止計画の推進（中間年）について説明を受け、その後審議を行います。

それでは事務局より説明をお願いします。

**【宮田健康安全課長】**（以下、発言内容が長いため、説明事項別に中見出しを付した。）

改めまして石川労働局健康安全課長の宮田でございます。日頃は皆さま方には労働安全衛生行政に御理解、御協力を賜っておりますこと、また貴重な御意見を賜っておりますこと、この場を借りて改めて御礼を申し上げます。ありがとうございます。

私の方から、第14次労働災害防止計画、いわゆる14次防の中間年の取りまとめについて、資料を作成したものを御案内しながら、説明をさせていただきます。

災害統計とか非常に細かくなっておりますので、資料がかなり多くなっておりますけども、皆さまに事前にもメールでお配りしましたが、資料1としまして、進捗状況一覧です。資料2としまして、重点項目別の達成状況及び今後の取組という資料です。

参考資料1といたしましては、労働災害の現況、令和6年度の概況です。労働災害の実績の詳細は、時間の都合で、全て御説明差し上げるには時間が足りないため、既にホームページにも載せておりますが、各分野別、項目別の労働災害を取りまとめたものになります。参考資料2としましては、事前にお配りしたものは、本年に入ってから10月末までの災害の速報値をお送りしましたけれども、先日、11月末の速報値が出ましたので、それについて追加で事前にもメールでも御案内しておりますけれども、本日、参考資料2に加えて参考資料2の2として、追加分という形で11月分の速報値も入れさせていただいております。参考資料3ですが、石川地方労働審議会の本会議の方で、年に2回、私ども健康安全課の取組についても御案内をさせていただいておりますが、時間に限りがございますので、私どもの14次防期間中の取組については、こちらを取りまとめた資料をお付けしておりますので省略させていただいて、随時必要な分については、改めて御案内させていただくという形で御了承いただければと思います。令和5年度の第1回目から本年度、令和7年度の第1回目、10月に行われましたが、そこまでの私ども健康安全課分の資料の抜粋という形で取組資料を付けさせていただいております。

あと追加の本日配付資料としては、参考資料4として、県内の適用事業数、適用労働者数の非常に細かい縦の表になっております。参考資料5としまして、事前に御質問、お問い合わせのあったものについて、参考統計のグラフを改めて追加で作りましたので、そちらも追加させていただいております。主に資料1と2を中心に御説明をさせていただければと思います。

#### 14次防の概要

まず資料1、進捗状況一覧で、横めくりになっております。14次防は令和5年度からという形になりますので、令和4年度末の14次防策定の際の部会に参加いただいた委員の皆さま方は御承知かと思いますが、改めて14次防の概要を簡単に御案内させていただきたいと思います。

期間としましては、令和5年度から9年度末までの5か年という形で、7年度は中間年の3年度目、その後半に入っております。大きな方向性としてしましては、従来取組に加えて、安全衛生対策に取り組むことが経営や人材確保、育成の観点からもプラスである、法律で決まっているから、労働基準監督署が来てうるさく言うから仕方なしにということではなく、最近、健康経営というような用語もよく聞きますけれども、そういった安全、安心な職場作ることが会社の経営にとってもプラスですよということをさらに周知して、取組を進めていただきたいということで方向性として加えております。あと多様化の時代という形で、働く人の職場環境、働く人の内訳も多様化している中で、どのような方であっても安全衛生、健康確保対策が必要ですよといった大きな方向性も追加で打ち出しているところでございます。

次のページ、3ページ目になりますけれども、大きな8つの重点対策を掲げております。1番目としては、真ん中の上です。自発的に安全衛生対策に取り組んでいただきたい、先ほど言ったように自発的に取り組んでこそ、実行ある取組になるというところでございます。2番目は左

の上です。作業行動による災害防止対策、労働者の不安全行動による災害が増えており、典型的なのは転倒災害や急性腰痛、災害性腰痛というものになります。3番目としましては右の上です。高年齢化が進んでいることから、高年齢労働者の災害比率も増えていることから高年労働者対策です。4番目としましては、左の中ほどです。今ほど言いましたが、多様な働き方、外国人労働者も増えているという形で、そういった方への対応です。5番目としては、真ん中の下になります。個人事業者等に対する安全対策の推進です。本来労働安全衛生法という形になりますので、雇われた労働者というところがターゲットになるのですが、これは建設アスベスト訴訟の最高裁判決において、建設現場で同じリスク、危険性を共有し、その現場で働いている一人親方、いわゆる個人事業主の方も、発注者、元請の方は配慮義務がありますよという判決を受けまして、行政の方もそれを踏まえて、今後は個人事業者等についても安全配慮、安全対策措置を講じていくという形で新たに入ってきた重点になっております。6番目は右の中ほどですが、これは以前から業種別に非常に労働災害が多い業種、四角の中に書いてありますとおり、陸上貨物運送事業、トラック運送等ですね、あと建設業、製造業、林業という、災害が多い、あるいは死亡災害や重篤な災害が多いという業種、これについては引き続き重点という形になっております。7番目は左の下です。近年、怪我防止プラス健康確保対策というところが注目されてきております。そういった健康確保対策についても重点対策に加えられているという形になっています。メンタルヘルス対策であるとか、長時間労働、過重労働、過労死等の問題ですね、そういったものも含めた対応という形になっています。8番目は右の下です。化学物質等に対する健康障害防止対策の推進です。こちら主なものとしては化学物質対策、あとは石綿、粉じん対策、熱中症、騒音、電離放射線といったのも、この括りに入ってくる型となっています。

この8つの重点対策を掲げて、最終目標としては下に書いてありますけれども、死亡災害については前期の13次防の合計値の15%以上減少、死傷災害、すなわち休業災害プラス死亡災害も含めたものについては、前期の最小値の5%以上減少という目標に向かって、今進んでいるというところでございます。

#### 14次防アンケートの実施概要

次のページ、4ページ目です。今回の中間の取組状況の取りまとめに当たっては、全国的な法定の統計プラス私ども石川労働局の方の取組状況という形でアンケートを実施したものの、この後で御紹介しますが、そういったものを併せて進捗状況を確認しているという形になっております。こちらのように、14次防のアンケートという形で、ウェブアンケート方式プラス一部紙媒体でお配りして提出いただいている形、また、ホームページやこちらのリーフレットを配ったり、事業者団体、災害防止団体への協力要請、各種会議や事業場への訪問時に依頼したり、各労働基準監督署の監督指導時にも周知しているという形になっております。残念ながら、全国的な法定の統計調査と違って、任意の御協力という形で、かなり周知はしたんですけども、今回の回答数としては合計174というところで、数としてはある程度限られたものになっています。これと全国の統計を併せながら進捗状況、重点対象、今後の取組を見ていっているという形になっているところでございます。

あと、アンケートの事業場比率、規模別の比率を下に小さく円グラフで書いてありますけれども、事前に資料をお配りした時に、そもそもの県内の事業場の割合、規模の割合ってというのはどういう比率なんですかというお問い合わせを頂いており、先ほどお配りした参考資料4の細かい表が経済センサス調査、これは5年に1回という形なので、直近は令和3年のものになっておりますけれども、業種別、規模別、あと監督署別のものを集計したのになっておりま

す。これがちょっと細かいので、本日お配りした横長の参考統計グラフの表紙をめくっていただいて、その内訳を抜き出したものが、2ページにグラフを3つ並べて全体像見ていただきたいということで示しております。

一番左がこちらのセンサスの県内全体の適用事業場数の割合という形の円グラフになっております。商業が全体の約3分の1を占めている、32%という形になっております。次いで製造業、建設業、接客娯楽業、保健衛生業となっており、このメインの5つの業種で全体の4分の3を占めているというのが、全体像という形になっております。真ん中が適用労働者数の内訳になっております。商業は約3分の1を占めておりましたけれども、労働者数でいきますと21%、2割程度、いわゆる小規模の事業場が多いという形、事業場数は多いんですけども労働者の総数でいくとそれほど多くないと。一方、製造業については事業場数14%に対して労働者数が20%で、工場10人、20人、50人といれば、その分労働者数が多くなるという形で、全体的には製造業あるいは保健衛生業、これは病院とか社会福祉施設になりますが、そういった所は業務上の都合もありますけれども、大規模の事業場が多いと。一方、商業とか接客娯楽業については、少人数の小規模店舗という所が多いというところは見てとれるという形。あと、それに昨年の県内の労働災害件数を一番右に併せて載せております。これは災害件数でいきますと、先ほどの2つの比率に対して、やはり災害ということになると製造業が非常に比率が大きくなっているということ。あと昨年については、建設業が増えております。一方、円グラフの左半分、第三次産業については、この後説明しますけれども、転倒災害、先ほど行動災害という話をしましたけれども、そういったものはなかなか物理的対策が取りづらいというところで、減ってこないという形で、従前の業種別のものプラス第三次産業の転倒災害等の比率も総体的に上がってきていると。この両面をターゲットにして取り組んでいるということが全体像でございます。

3ページ目には、災害の3つの統計、業種別は今ほど御案内したものになります。事故の型別が真ん中、被災者の年代別というものが右側という形になっております。型別では、業種別でいきますと、建設業でいえばやはり墜落、転落というのが多い、製造業でいえば、機械へのはさまれ、巻き込まれという災害が多いと。一方、行動災害ということで行くと、やはり転倒災害、これが現在、圧倒的に一番多い、これは全国的にも同じ傾向です。あとは左上になりますが、動作の反動、無理な動作、これの典型的なのは腰痛という形になります。この大きな4つが型別でメインを占めている。特に転倒災害をどういうふうに減らしていこうかというのが課題になっています。一番右側の年代別、これはもう見て圧倒的に分かりますけれども、左上、高年齢の60歳以上が約3分の1を占めております。50歳代以上と合わせますと58.8%で約6割を50歳代以上が占めている。災害全体の6割を占めているということで、高年齢労働者対策というところも大きなターゲットというのが前提という形でございます。

#### アウトプット指標及びアウトカム指標について

先ほどの進捗状況表一覧の方に戻っていただきまして、今回の14次防からは、今までは項目別に災害を何%減というような形のざっくりした目標が順番に掲げられていまして、1つの項目に対して1つの目標という形だったんですけども。今回、14次防からは、厚生労働省本省の方で示されたものを踏まえて、石川労働局版も作っておりますけれども、アウトプット指標とアウトカム指標という風に二重構造になっております。アウトプットというのは取組の目標、そしてアウトカムが成果目標という形で、具体的にどういう取組をしましょうか、その結果災害については何%減りましたか、という2段階の構造になっております。

#### 労働災害全体のアウトカム指標の進捗

非常に細かいので、一個一個、細かいのを順番に説明するよりは、最初に総合、最終的に今、災害アウトカム成果の目標、進捗はどうかのっていうところを先に御案内してから、個別のお話をさせていただきたいということで、5ページ目の所が全体像という形になっております。

14次防の5か年の最終目標としましては左側、死亡災害については、先ほども言いましたが、15%以上減少という形になっております。下のほうに一覧表を付けてありますけれども、これが年別の累計件数ということで、令和9年の最終年度には40件という数字になりますけれども、令和6年までの進捗でいくと16件というのが目標値という形、それに対して中間進捗、アウトカム指標に対する達成度は、下に黄色で塗ってありますけれども、累計18件、18人という形になっております。6.2%減少と、15%目標に対しては現時点では未達成で推移しているという形になっております。一方、石川労働局独自の想定外の事情としまして、能登半島地震が起こってその復旧復興工事、今能登地区中心にかなりのボリュームで行われております。それによって残念ながら、そちらの工事現場の方での災害が非常に増えているということで、当初計画策定時にはない特殊事情という形ですね。それを除いて判断させていただいたところ、累計15件、21.9%減少という形で、能登半島地震の復旧復興工事という想定外の項目を抜きに考えれば、目標についてはおおむね達成している状況であるという形になっております。休業災害も含めた死傷災害については、右側になります。5%以上減少という目標値については、下の一覧表ありますが、最終年には県内で年間1,049件の休業死傷災害が目標で、令和6年でいえば1,082件ということが目標になっております。実際の実績はそちらのほうに黄色で塗ってありますけれども、現在令和6年で1,249人、13.0%増加という形で、減少目標に対して増加で進捗しております。先ほどと同じように能登半島地震の復旧復興工事を除いても1,195人、3.5%増加という形で死傷災害の方については進捗が現時点ではプラスで推移しており、目標にはまだ至っていないという形で、後半このあたりをどうやって目標値に近い形で減少傾向に転換していくかということが大きな課題というところでございます。

#### 進捗状況一覧（資料1）について

6ページ以降は、先ほど言いましたアウトプットとアウトカムという、ちょっと分かりづらいところを一覧表にしたものになります。左側がアウトプット指標、右側がアウトカム指標で、例えば一番上でいきますと、最終目標としてはアウトカム指標、右側になりますけれども、転倒災害を何%以上減少させましょうという最終目標に対して、今度は左側、じゃあ、そのためにどのような取組をしましょうかというのがアウトプット指標になっております。ここでは大きく2つ掲げられておまして、転倒災害の取組をしている事業場の割合を50%以上にしましょうと。あるいは2つ目としまして、特に転倒災害が多い卸売業、小売、医療、福祉については、正社員以外の方、パート、アルバイトさんも含めた安全衛生教育の実施を80%以上取り組みましょうと。この目標に向かって取り組むことによって、最終的には先ほどのアウトカム指標を達成しましょうと。そういう建て付けになっております。

目標全部を説明するとちょっと細かいので、この後、個別の表、参考資料2の方を御案内しながら個別の案内をさせていただきたいと思っておりますけれども、一覧表の中間進捗の青いところ、指標達成ってというのがそれぞれの項目において目標現在達成している、あるいは現在の進捗でいくと最終年には目標達成する進捗であるというのが青い字で書いてあります。あと赤い字で書いてあるのが、現時点で目標に対して未達成である。あるいは5年目においても未達成、このままだと未達成になる可能性があるというものをピンク色で示してあります。あとオレンジ色は、先ほどちょっと言いましたが、全国の調査の数字と石川労働局のアンケート調査の数

字に一部乖離があります。これは石川労働局の方は母数が限られているということから、全国の数値と石川労働局の数値が大きく乖離しているものについては、私どもの独自調査をもってOKということにはせず、引き続き重点事項として、手綱を緩めずに引き続き重点事項という形で後半も取り組んでいこうというのが、オレンジ色という色使いをしているという形になっております。この色使いを見ていただきながら、今度は参考資料2の方、こちらは重点項目別の達成状況の表となっております。

#### 重点事項別 達成状況及び今後の取組（資料2）について

1つの目標に対して1ページという、かなり細かい表になっております。内容としましては、それぞれの目標に対して、一番上に先ほどの一覧表にもありましたアウトカム指標、最終的な災害実績の目標とそれのための取組、アウトプット指標を上にも2つ並べて掲げております。中ほどの左側が全国の統計、あるいは石川労働局のアンケートからの結果、アウトプットに対する取組状況。中ほど右側がアウトカム、災害統計からアウトカム指標に対しての進捗状況を記載させていただいております。それを踏まえて一番下ですね。進捗状況の取りまとめ、進捗状況を達成しているのか達成していないのかというところと、それを踏まえた今後の取組という形の作りになっております。

順番に御案内させていただきます。先ほど8つの重点事項がありましたけれども、アウトプット指標、アウトカム指標については、御案内した中の自主的な取組というところは、事業者への意識付けという形、意識の転換をお願いするということで、数値目標は設けておりません。あと個人事業者等については、今年法改正がありまして、今後、令和9年ですかね、災害報告制度ってというのが発生しますので、現時点ではまだそこまでいってないという形で数値目標も出ないで、8つの目標のうち2つを除いた6つに対して、このピンク色の見出しの部分、その6つの大きな括りという形になっております。

#### 転倒災害防止対策 / 転倒害発生率・休業日数

1つ目、労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進、2ページになりますけども、アウトカム指標については、転倒災害の5%以上減少と、平均休業見込日数を30日以下という目標。それを達成するための取組としてはアウトプット指標、転倒災害対策に取り組んでいる事業場を50%以上にしましょうという形になっております。こちらのほうが左側のほうに全国の数値、アンケートの数値ありますけれども、転倒災害、ハード・ソフト両面、これは分かりやすく言うと、ハードでいくと設備・機械の面からの安全対策、ソフト面ってというのは作業方法、作業手順書、マニュアル、あるいは教育といった面の両面から取り組んで下さいよという目標となっておりますけれども、石川労働局の達成状況でいくと56%、円グラフの右側になります。一方、全国統計ではまだ14.8%という数字が出ております。現状、石川労働局では達成という形になっておりますけれども、ここは少し乖離がありますので、ハード・ソフト面両面からの転倒災害対策については、引き続き重点指導強化の対策として今後も取り組んでいこうという形になっております。

ちなみに、どうしてこういう誤差が出るかという1つの原因としましては、先ほど言ったように、法定統計では対象を選定して、そこに対しては統計調査員を雇ってしっかり回収してくるというところに対して、私どものように任意参加というところでは数も限られる、あとは協力していただけるっていうところは比較的取り組んでいることが多いという形で、数字が高めに出るという傾向があるというところ、それに加えて、今回新たに加わったアウトプット指標ってというのは、取り組んでいますか、取り組んでいませんか、というざっくりした2択なんで

す。会社によってこのレベルじゃうちはまだまだっていう所と、ちょっとでもやっていれらうちはやっていますよっていう所があるので、そのあたりの幅があり、この辺りの見極めが難しいというところがあるということで、全国値と石川労働局の数値、乖離があるところは、逆にその点について、まだまだ余地があるということで、継続的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

アウトカム指標、災害実績の方につきましては、転倒災害については1.5%減少という進捗になっております。目標としては5%以上という形になっておりますが、ただ2022年からの減少率ということでは、5年終了時には、着実にこの減少傾向であれば達成見込みであろうという進捗になっております。一方、転倒災害についての平均休業見込日数の目標の30日以下に対しては、36日という形でかなりプラスになっているというところがございます。これについてはこの次の目標と併せて、後でグラフもちょっと御紹介をさせていただきたいと思っております。

#### 卸売・小売・医療・福祉の安全衛生教育 / 転倒災害発生率・休業日数

3ページにいきまして、アウトカム指標は今と同じく転倒災害の目標という形になりますけれども、2つ目の取組目標としましては、卸売・小売業、あと医療・福祉事業、これら転倒災害が非常に多い業種になりますけれども、こちらは正社員以外への教育の実施というところとなっております。こちらの方の取組状況、石川労働局の調査では71%が取組という形になっております。目標は80%以上なので、この進捗状況であれば5か年で80%以上はクリアできるだろうという進捗にはなっております。ただ一方で全国版の調査では卸売・小売と医療・福祉を分けて調査しておりますけど、いずれも30%台という形で、ここも少し乖離があるという形です。ここも進捗OKとはせずに、正社員以外への教育の実施、転倒災害に向けてというところは、引き続き継続的に重点指導という形にしていきたいというふうに考えております。

あと転倒災害のアウトカム指標に対する実績のところは、先ほど1.5%減少、平均休業見込日数36日という形で目標にちょっと足りないという話をしましたけれども。これについては再び参考統計グラフの災害統計3-1と3-2、4ページと5ページをちょっと見ていただければと思います。4ページのほうが転倒災害の年代別、休業日数別というふうにしてしております。全産業でいくと60歳以上で約3分の1、50歳以上を足すと6割に近いという話をしましたが、転倒災害だけで見ると60歳以上だけで約半数を占めており、50歳代も入れると73.3%と4分の3近くを占めているという形になっており、転倒災害は、非常に高齢の方が多いということが分かります。

休業日数別では、一部の非常に長期の休業の方が全体の休業日数を押し上げているんじゃないかという見方も、数字だけ見るとできるんですけども、内訳で見ると、御覧のように黄緑色の部分、36日という話しをしましたが、30日以上60日未満が実は一番多いという形で、ここが最も多いので平均休業日数も36日になったという形になっており、休業が長い人が低い人を引っ張り上げているというよりは、実際は36日は平均に近い数字だということが分かります。滑った、転んだ、でそんなに休むのかというところで、さらに追加の資料を作りましたのが5ページ目になります。やはり転倒災害の休業が長引くかどうかの境目は、骨折するかどうか、骨が折れてしまうと1週間、2週間ではなかなか骨はくっ付かないということですね。これを見ると一目瞭然ですね。全体像を見ても20代以降ですね、年代ごとに倍々ゲームで転倒災害のケースが増えていると。さらに40代までは転倒の際の骨折の比率は約半数程度なんですけれども、50歳代を超えると約8割近くが骨折に至っているという形、残念ながら年を取ると反射神経が鈍くなったり体力が衰えたりという形で、受け身が取れないとか同じ転倒でもやはり大きな怪

我につながりやすい、転倒災害が休業の長期化につながっているということが見て取れるかと思えます。

当然、その後の話としましては、高齢者の方は骨粗しょう症なんかもありますので、同じ怪我でも骨がくっつくまでに時間がかかる、リハビリに時間がかかるという形で、休業期間が長くなるというところがありますので、転倒災害防止というところの裏腹には、高年労働者という視点も併せて私ども周知、指導していかなければいけないなというところが、改めてこのグラフからも分かるかというところがございます。

#### 介護・看護のノーリフトケア / 社会福祉施設の腰痛災害発生率

元に戻って、4ページ目の社会福祉施設における腰痛災害に対するアウトカム指標ですね、こちらのほうは減少、特に数値目標じゃなくて減少にさせるという目標に対して、先ほど、1番目の卸売、小売は重複なので2番目が色付いておりますけど、介護、看護作業においてノーリフトケアを導入してる事業場の割合を増加させること、ノーリフトケアは介護の業界ではよく聞かれる言葉ですけれども、いわゆる人間が要介護者をそのまま抱えて持ち上げたり移動させたりすると腰痛につながりやすいため、人力のみでのそういった乗り移りを禁止して、適切な福祉用具、いわゆる機械のリフト、あるいはスライディングボードというようなもの、滑りやすい板を車椅子とベッドの間にまたがせて、要介護者の方を横滑りさせて持ち上げずに移動させる、あるいはベッドに寝かせる、そういった用具がありますが、そういったものを活用して下さい。オーストラリアが発祥らしく、当初は労働者の腰痛防止ということを中心に、こういった考えが広がってきたんですが、日本ではそれプラス、要介護者の方にとっても快適性、自立性、自立を促すということでも意味があるよという両面から、介護の業界で取り組んでいるところがございます。

取組に対するアウトプットという形でグラフありますけれども、石川労働局の取組の調査で50%、ちょうど半数という形で、2023年の調査からすると増加しているという形で、数値ではなくて単純に増加させるという意味では目標達成という形になっております。同じくアウトカム目標にしている社会福祉施設の腰痛災害については、減少傾向ということで、こちらの方もアウトカム目標達成という形で、こちらは現在の取組を引き続き継続的に取り組んで、腰痛災害減少につなげていくという形で考えております。

#### エイジフレンドリーガイドライン / 60歳以上の災害発生率

次は5ページ目、高年労働者の対策になります。60歳以上の災害、こちらは非常に高齢者労働者が格段に増えている形のため、数値目標ではなく、まずは増加に歯止めをかけるという目標になっております。そのためには、高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン、いわゆるエイジフレンドリーガイドライン、これは造語になりますけれども、いくつになっても安全、安心な職場を確保していただくという意味になりますけれども、そういったものに基づく取組、それぞれの体力等に応じて作業していただく、配慮していただくというものが主な内容になりますけれども、取組の50%以上の目標に対して、アンケートでは56%の取組という形で目標を達成しているという状況。ただ、全国の統計では18.1%とかなり低い数値になっております。ここは乖離があるため今後の推移も確認するということになります。高齢者対策、「エイジフレンドリーガイドライン」の取組、これらについても改めて引き締めて周知、徹底して、継続的に取り組んでいく形で考えております。

60歳以上の災害については右の中ほどに書いてありますけれども、全体としても災害は減少しており、男女別で見ましても、いずれも減少しているという状況になっておりますので、こちら

も現在様々な取組を行っておりますけれども、継続的に引き続き取り組んでいきたいと考えているところがございます。

#### 外国人労働者への教育 / 外国人労働者の災害発生率

6 ページ目です。多様な働き方、外国人労働者への対応ですが、アウトカム指標としましては、外国人労働者の災害を5%以上減少、そのための取組としましては、外国人労働者に分かりやすい方法で教育、災害防止の教育を行っていただく、50%以上取り組むという目標です。それに対して、アンケートでは70%以上が取り組んでいますよという形になっております。全国の調査では、下の方はちょっと数字が違ってまして、上の方の中ほどの太字が正しい数字で60.4%と、これは比較的數字としてはそれほど乖離していないため、引き続き現在の取組を継続的に取り組んでいきたいということです。

一方、外国人労働者の災害につきましては115.3%増と、倍以上になっているという数字があります。これについても数字で見ると分かりづらいので、再び参考統計のグラフの方をちょっと見ていただければと思うんですけども、6 ページ、7 ページに外国人労働者の内訳と推移のグラフを付けてあります。7 ページの推移のグラフ見ていただくと分かるんですけども、令和5年以降、急激に災害が増えているというのが見て取れるかと思えます。この主な要因としましては、上の方に幾つか矢印がありますけれども、大きな要因としては、やはり新型コロナウイルスの影響が考えられるところがございます。

その前に特定技能制度という形、以前は、技能実習っていうのは外国人の方に日本の知識、技術を学んで帰ってもらおうという建前の中で、実際には中小規模、零細企業の人材不足対応になっていたんじゃないかということも含めて、改めて今後は人材不足業種を16業種定めて、人材不足の所の対応という形で要件を示した上で技能実習生を迎え入れようという制度、この中には介護なんかも入っているんですけども、これが令和元年から導入されたんですが、その直後に新型コロナが発生して入国制限になったという形ですね。本来それを踏まえて入国しようという方が入ってこれなくなった、あるいは従来の技能実習生で入国しようという方が入ってこなくなった。通常ですと1年生が入ってきて、古株の方が帰るという形で、先輩が後輩に母国語で教えるという継承がされていたんですけども、それが入国制限になったことで途絶えてしまったと、その間は外国人の災害もある程度低くなって、これは新型コロナの影響で経済活動が低下していたという面もあるかなと思いますが、その後令和4年に入国制限が緩和されて、外国人の方が入国されるようになったと。その反動で令和5年、6年に大きく増えている、当然新たにいっぱい入ってくるってことはその方々はみんな新人なんですね。やはり新人はこれ日本人も外国人も災害が多いという傾向、入社間もない方が怪我をするっていうのは災害統計上も以前からありますけれども、母国語で教えてくれる先輩がいないという状況になったということも影響しているのかなということが考えられます。

あと令和6年は、特に特徴的なのはブラジル国籍の方が多いと。これは主に能美、白山、あるいは加賀、小松地区ですね、ブラジル人の製造業における派遣労働者っていうのが非常に多い。そちらの地区には、日系ブラジル人の派遣を専門にしている派遣会社も幾つかありますけれども、そういったところの工場における怪我が非常に多いということは、左の円グラフの方でも分かると思いますけど、外国人の労働者で最も多いのがやはり製造業、次いで建設業となっております。災害の中身もやはり製造業、建設業中心になるので、墜落、転落、転倒、はさまれ、巻き込まれっていうのが非常に多いという形になっております。このあたりは日系のブラジルの方、あるいは派遣社員の方っていうのは人材不足の良くも悪くも調整弁的な部分もあります。

現在製造業を中心に人材不足もかなりあるというところで、そういった派遣労働者を受け入れている方、先ほど言った地区の工業団地なんかにある大きな工場で、かなり日系ブラジルの方も入ってきているということも含めて、それが外国人の災害が、先ほどの新型コロナの影響をさらに底上げして、令和5年、6年はかなり増えているという状況になっております。

それを踏まえて、今までは他の重点対策と併せて、外国人労働者のいる方は、そちらの対応、フォローもお願いしますよという取組をしておりましたけれども、今後の取組としましては、やはり外国人労働者というところを主眼に置いた集団指導、個別指導等を展開していくという方向で考えたいと思っているところでございます。

#### 陸上貨物運送事業・荷役作業ガイドラン / 陸上貨物運送業の災害件数

7ページ目、陸上貨物運送業でございます。こちらは災害目標としましてはアウトカム指標、陸上貨物運送事業、トラック運送等ですね、5%以上の減少という目標に対して、取組としましては陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン、これはトラック運送業というところと意外と交通事故が多いのかなというイメージがありますが、実は荷の上げ降ろしの時に荷台から落ちた、滑った、荷物を降ろして運ぶ時に転倒したと、実はそういう災害が非常に多いという形で、荷役作業というところに注目した安全対策というガイドラインを厚生労働省のほうで設けております。そちらを踏まえた取組、これは荷主先、発注者ですね、トラック、自分の所の会社で注意しても荷を運んだ先の会社が安全対策に理解がないと、危ないまま、そこに荷物降ろせとか上げろという話になるといけませんので、ガイドラインの中ではそういった発注者、荷主も御協力下さいということを謳っているところでございます。それについては、ガイドラインの取組、アンケートでは79%の取組という形で45%以上の目標は達成しているという形になっております。これは全国的にも取組65%と、かなり比率としては上がってきているという形で、方向性としては引き続き現状の取組継続によって、荷役作業による災害防止対策に引き続き取り組んでいくという形で進めてまいりたいというふうに思っております。実際の実績としまして、4.9%減少、最終年の5%目標に対してわずかに下回っておりますけれども、この形で進んでいけば最終年は達成見込みであろうという形の進捗になっているところでございます。

#### 建設業のリスクアセスメント / 建設業の災害件数

8ページ目です。建設業の労働災害5%以上減少という目標に対しての取組は、墜落、転落のリスクアセスメント、危険性、有害性をあらかじめ評価して、順位付けして措置を取っていただくという形で体系的に取り組んで下さいよという制度になりますけれども、そちらの取組を85%以上というものに対して、アンケートでは93%以上の取組という形で目標達成という進捗になっているところでございます。これ全国的な統計でも84.8%と、建設業についてはかなりリスクアセスメントに対する意識は高まっているという形で、引き続き現状の取組を継続的に実施していきたいと考えているところでございます。

災害実績の方は、先ほど言いましたように能登半島地震の復旧・復興工事と、当初想定以外のものがあつたという形で、29.0%増加という進捗になっております。発災以降、あの手この手でいろいろ私どもも安全意識を高めるといって取り組んでまいりました、引き続き特に復旧工事を中心に災害防止対策を進めていきたいと考えているところでございます。ちょうど公費解体がものすごいボリュームで進んでおりましたが、能登半島地区中心にですね。現在、10月の目標という形でやってきて、ほぼほぼ一段落し、今後は復興団地とか復興住宅とかいろいろ、土木工事も緊急対策から通常の復旧・復興工事、道路関係なども、今後改めて予算も付いているという形ですから、工事が増えてくるであろうというところの対応も進めていきたいと考えてい

るところでございます。

これについては、先ほどの参考グラフの所の8ページ、9ページに、発災以降の能登半島地震復旧関連工事の労働災害の進捗を表したグラフになっております。令和6年から始まって、直近、今10月末の速報値まで入っております。赤いのが当月の災害件数、青いのが累計の件数という形になっておりますが、ピーク時は月当たり6件から8件ぐらい、昨年の秋から年明けぐらいまで発生しています。その後少し落ち着いてきまして、現在は1件から3件ぐらいで推移しているという形です。建設業全体に復旧等工事が占める割合が、折れ線グラフになっております。当初は復旧工事が2割から3割程度を占めるようになり、その後はやや横ばいで、今年2月以降は、ちょっとずつですけども、比率下がってきているということで、復旧・復興工事の作業員についても、安全意識を少しずつ意識していただいているのかなということで、災害については、あれだけのボリュームで公費解体やっている割には、何とか抑え込んでいるというところが状況でございます。

9ページがその内訳です。やはり公費解体ですね、不安全な場所で屋根に上ったりとか、傾いた家の上ったりっていうこともありますし、あとは仮設住宅が非常に急ピッチで進んで、その工事の時に軒先から落ちたり、屋根から落ちたりっていうところが非常に多く、墜落、転落災害が圧倒的に多い、半分弱ぐらいを占めている形です。現場別でも、やはり家屋の解体工事が6割以上を占めて圧倒的に多いという形です。仮設住宅は当初は非常に事故が多かったんですけども一段落して、公費解体も一段落したということで、今後はその他の土木工事、建築工事の比率が上がってくるのではないかと想像されるところでございます。めくっていただいて10ページ目の所が、建設業の災害の推移になっております。青いのが建設業全体で、能登半島地震を除いたのがピンク色の折れ線グラフになっております。この差を見ていただくと、やはり能登半島地震の復旧工事の災害の比率が非常に大きいなというのが分かります。ピンク色のラインで見ますと、残念ながら能登半島地震関連を除いても、前年からは増加しているんですけども、実は前年は災害統計上、県内の建設業は最も少ない件数だったという形で、令和以降で見ていただくと、120件から130件で行ったり来たりという形になっておりますので、復旧工事を除いても、ものすごく増えているということではなく、ある程度横ばいになっているという形です。ただし、目標としては減少ですから、この横ばいからさらに減少させていこうというのが今後の取組、さらに能登半島地震の復旧復興工事、特に復興工事が本格化ということになれば、そこと両面を睨みながらという形で進めていただきたいというふうに考えているところでございます。

#### 製造業のはさまれ・巻き込まれ防止対策 / 製造業のはさまれ・巻き込まれ災害件数

戻って9ページ目の製造業。こちらについては目標としましては、機械へのはさまれ、巻き込まれ災害の5%以上減少となっております。取組としましては、はさまれ、巻き込まれ防止対策に取り組む製造業の割合を60%以上というところで、アンケートでは95%という形で非常に高い数字になっております。ただ全国の数字では46.8%、半分弱という形で、ここも少し乖離がありますので、ここについては、はさまれ、巻き込まれ災害、石川県内としても引き続き重点事項として緩めずに進めていこうという形で考えているところでございます。災害件数につきましては、9.4%減少ということで、こちらの方は目標の5%を上回る推移という形で、こちらの方も引き続き対策を取っていきたいと考えております。ただし、製造業につきましては、はさまれ、巻き込まれ災害以外に、転倒災害についても社会福祉施設と商業に次いで製造業がトップ3を構成しているという形なので、製造業に関しては、引き続きはさまれ、巻き込まれプラス転倒災害という両面の指導を徹底していきたいというところでございます。

## 転倒災害対策、安全衛生教育、ノーリフトケア(再掲) / 小売業・社会福祉施設の災害件数

次のページ、10 ページ目です。転倒災害等の関連で小売業、社会福祉施設の取組については先ほどと重複しておりますけれども、目標としましては、さらに小売業について5%以上の災害減少、社会福祉施設は5%以上の減少という目標でございます。小売業については1.3%減少という形で、目標の5%以上減少には未達成という形で、さらにてこ入れ、指導強化が必要というところでございます。社会福祉施設につきましては、5%目標に対して6.5%減少と、目標達成ということで引き続き取組を進めていきます。これは、先ほど言いましたように、転倒災害、腰痛災害、高年労働者災害という括りの中で、小売業については、災害自体は減っていますけれども、そういった取組については継続的に実施していきたいというところでございます。

## 年次有給休暇取得率 / 週労働時間 60 時間以上の割合

11 ページ目、労働時間、健康確保対策の関係です。週の労働時間が60時間以上の割合を5%以下とする。週労働時間60時間以上という形になりますと、法定労働時間が週40時間なので、週平均プラス20時間、月を単純に4週としますと月80時間プラスとなり、過重労働の労災認定基準が月平均80時間あるいは単月100時間というのがありますから、そこには至らないよという数字目標になるかなと思います。それに対して、年休取得率は75%以上というのが取組目標になっております。こちらの方は、アンケートでは平均値で60.3%ということで、現時点で70%には至っておりませんが、現在の進捗状況からすると最終年には70%に達する推移というところでございます。

実績としましては、全国の統計に加えて北陸の統計が出ておりますけれども、5%以下目標に対して北陸は6.5%、やはり都会よりは少し低めに出ているようです。あと私ども労働局の方では、各労働基準監督署で個別事業場に監督指導して、月80時間以上相当という話をしましたが、それについて別途指導しているところでございますが、その指導履歴を見ますと約4.8%と、5%以下に対して目標達成しているという状況という形になっており、引き続きこちらも有給休暇の取得率向上に向けた指導を継続していきたいというところでございます。

## 勤務間インターバル制度 / 週労働時間 60 時間以上の割合

続きまして、同じく労働時間、週労働時間60時間以上を5%以下にするというところの1つの取組として、勤務間インターバル制度の取組を15%以上とするという取組目標に対しては、アンケートでは55%となっております。これは目標を大きく上回っているということにはなるんですが、一方で全国の数値を見ると5.7%と、約10倍の開きがあるということで、これは恐らく勤務間インターバルが何ぞやというところの設定がちょっと曖昧なところも、ひょっとしたらあるのかなというところ、終業から次の日に始業までを何時間以上確保しなさいというよな、ざっくり言うとそういう制度ですけども、その辺の取組の意識にちょっとばらつきがあるのかな、それにしてもちょっと開きがあり過ぎるなというところですね。ここは当局のアンケートを完全には信用しないで、こちらも引き続き勤務間インターバル制度の説明、理解も含めて取組を進めていきたいというところでございます。実績のうち、週60時間以上の取組については先ほど御案内しましたとおり、監督実績からいって4.8%という形で、60時間以上の会社が5%以下の目標は達成の推移という形になっております。

## メンタルヘルス対策 / 強いストレスがある労働者の割合

続きまして13ページ。メンタルヘルス対策関連という形で、強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を50%未満とすると、ちょっとお題も曖昧なところはあるんですけども、それに対してメンタルヘルス対策の取組を80%以上とするというところでございます。アウトプツ

トは、アンケートでは64%という形となっております。全国数値ですね、これについては、本省から石川局版の数字も個別に頂けたので、49.5%という形になってはいますが、少し乖離があるという形。これもメンタルヘルス対策、どこまで取り組んだらメンタルヘルス対策取り組んだってということになるかっていうところの誤差が生まれやすいお題だということなんです。このあたりも引き続きメンタルヘルス対策の具体的なものも含めて、取組の指導を進めていきたいと考えております。

#### ストレスチェックの実施(50人未満) / 強いストレスがある労働者の割合

14ページです。こちらと同じくストレスのある方を50%未満にするという形に向けた2つ目の取組目標としましては、現在50人以上の事業場がストレスチェックの義務になっておりますが、今年の法改正で、今後3年以内に50人未満もストレスチェックが義務化になるというものが示されております。今後のその法改正に向けた取組も含めて、ストレスチェックの取組の割合を、まずは50%以上にするというところでございます。こちらの方は、アンケートでは48%と、おおむね目標に近いというところでございますけれども、全国の調査でいきますと直近、石川は28.2%と、全国よりも低くなっているところでございます。ただ、中ほどに並べて書いてありますけれども、前年、前々年は37.5%、54.8%と、むしろアンケートに近い数字だったんですけども、なぜか令和6年は急に下がっているところですが、内訳を見ると、10人から20人クラスの事業場の取組比率が極端に低いという形で、ひょっとしたら調査の対象の加減で、ちょうど低い所が当たってしまった影響もあるのかなということも見てとれるんですけども、そこも含めてストレスチェックの取組、法改正を見据えてというところもありますので、そのあたりも重点事項として引き続き取り組んでいきたいと考えております。

結果として強いストレスがある方の割合を50%未満という方については、全国調査の統計の結果では、石川は69.1%で、令和4年の95.3%からすると着実に下がってきているということで、最終年は50%未満という流れにはなっているという形です。また、これは全国と数字がそれほど変わらないということで、ある程度信用できる数字かなということで、今後も引き続きストレスチェックの取組を進めていきたいと考えております。

#### 化学物質のラベル表示・SDS交付 / 化学物質災害件数

15ページ目、化学物質の関連です。化学物質による災害、有害物質の接触、爆発、火災について5%以上減少という目標に対しての取組です。化学物質のラベル表示、SDS交付、これは化学物質の危険有害性のデータシートを交付する、これは化学物質の危険性、有害性を知らずに使っている、混ぜるな危険の洗剤を混ぜて有害ガスが発生したと、一時期よくニュースになっておりましたけれども、やはり危険性をしっかり示してもらおうということで、平たく言うといわゆる取扱説明書、取説をちゃんと化学物質を販売したり交付したりする人は表示をしっかりと、データシート、危険性、有害性、どういう措置が必要かという取説を必ず交付して下さいという法律の制度になっております。その取組を行っている事業場を80%以上という形。これについては、アンケートでは95%という形になっております。ただ、全国の数字でいくとラベル表示が52.2%、データシート交付が66.4%と、ちょっと乖離があるということで、このあたりは引き続きしっかりラベル表示、SDS交付をしてくださいよというところは、きっちり重点事項として指導を進めていきたいと考えております。

災害については50%減少と半減しているという形で、5%減少を大きく上回る進捗になっております。ただ、もともと化学物質の災害の母数が少ないので、かなりぶれがあるというところは背景にはあるかなと思いますけれども、確実に減っているという形で、こちらについても引

き続き取組を進めたいと思っております。

#### 化学物質リスクアセスメントの実施 / 化学物質災害件数

次の16ページ。これは同じく化学物質災害の5%以上減少について、化学物質のリスクアセスメント、これは主に取り扱う事業者の方、しっかり危険性、有害性を取説を見て把握して、それに応じた対応取ってくださいよという対応、まずは評価をしていただくのを80%以上取り組んでくださいという目標に対しては、89%というアンケート結果になっております。ただし、こちらも全国的には52.2%、半分強という形になっております。少し乖離がありますので、しっかり化学物質のリスクアセスメントに取り組んでいるのかというのは、引き続き重点的に指導を続けていきたいと考えております。

#### 化学物質リスクアセスメント結果に基づく措置 / 化学物質災害件数

17ページ。同じく化学物質の災害の目標に対して、リスクアセスメントにまず取り組みました、その結果に基づいて必要な措置、健康障害防止対策をしっかり対応をしていますかというのを80%以上という形です。こちらもアンケートでは86%ということで目標達成、ただ全国的には61.3%と少し乖離がある形で、先ほどのリスクアセスメントの実施と併せて、その結果に基づく措置というセットできっちり取り組んでいただくという形で進めていきたいと考えているところでございます。

#### 熱中症・暑さ指数の把握 / 熱中症災害件数

個別目標の最後になりますけれども、18ページ目。熱中症対策になっております。熱中症の療養者数の増加率を減少させると、目標としてはちょっと緩めの目標に見えるんですけども、御承知のとおり、ここ最近の夏場の暑さは異常で、猛暑、酷暑という中で熱中症をいきなり減らすというのはなかなか難しいでしょうということで、まずは増加を止めるというところを大きな目標としております。そのためには暑さ指数の把握、一昔前は気温だけ見て、暑い、暑くないという判断をしておりましたけれども、湿度とかその他条件も併せた暑さ指数の把握、これは夏場になると環境省の方からも発表されますし、暑さ指数、WBGTと呼んだりしますが、それを計測器等で測っていただいて、総合的な指数に基づいて対応して下さいという形になっております。アンケートでは現在67%という形で、2023年の調査からは増加しているという形で、目標達成の推移という形になっております。

療養者についても、増加率については、前期は1.80だったところが、現在1.46と減少傾向に転じたという形になっております。その背景としましては、御承知かもしれませんが、今年6月から熱中症の規則改正がありました。重篤化や死亡災害、日陰で休んでいると言って、後で行ったら意識不明になっていた、死んでいたというのを避けるためにですね、異常があったらすぐ対応する、そのルールをしっかり作って、医療機関に導いてくれというのが、今年6月から規則の改正で、ニュースでもかなり取り上げられ、それぞれの業界でも話題になったということで、今年はちょうどそのタイミングだったので、熱中症に対する意識が高まったんじゃないかなと。実は令和6年まで3年連続で熱中症の死亡災害が起きていたんですけども、今年については死亡災害ゼロで、熱中症に対する意識、会社の方もしっかり持ってくれているかなというところでございます。そういったものも踏まえて、今は暑さも収まりましたが、来年以降、また引き続き暑くなる前の段階で、しっかり周知指導を進めていきたいと考えております。

#### 労働災害全体の目標に対する進捗状況(再掲)

というところで、最終的に19ページが災害全体、一番初めにアウトカム指標を御案内しましたが、こちらにグラフも付けてあります。近年ちょっと横ばいという状況で、なかなか目標であ

る災害の減少、休業災害も含めて減少というところにはもうひと頑張りというところではございますが、能登半島地震関連を除くと、死亡災害については、実は令和6年は能登半島地震復旧工事関係で3名の死亡災害がありましたけども、令和7年は今まで死亡災害はゼロで更新しております。そういったことも含めて、引き続き取り組んでまいりたいというところでございます。

#### 労働災害全体の目標達成に向けた今後の取組

その裏、一番最後になりますけれども、20 ページ目。今まで非常に細かい個別の状況を御案内しましたけれども、最後に今後の取組として、ぎゅっと1ページにまとめたのがこちらになります。目標達成、あるいは達成見込のものについては、現状の取組を引き続き継続的、重点的、効果的に実施していくという形。アンケートでは達成しているけれども、全国的な数値と乖離があるものについては、そこは手綱を緩めずに、引き続き経過を確認しながら重点的な周知指導を継続していくという形。あと目標未達成なもの、あるいは最終年に未達成になる恐れがあるものについては、取組を追加実施したいという形で、14 次防の5か年の最終年には、いずれの項目も最終目標の達成に向けて取組を推進していきたいと考えているところでございます。

重点指導の強化あるいは追加取組事項、今回の取りまとめでぎゅっと重点が絞られたという形になろうかと思えます。継続的な重点指導強化としましては、全産業にわたるものについては転倒災害防止、「エイジフレンドリーガイドライン」の取組、勤務インターバル、メンタルヘルス対策、ストレスチェック50人未満というところ。卸・小売、医療・福祉については、正社員以外の方への安全衛生教育をしっかりと実施していただく。製造業については、はさまれ、巻き込まれ防止対策、こちら引き続き継続という形になっております。あと化学物質の取扱事業場については、先ほどの取説ですね、ラベル表示、SDS交付、それに基づいたリスクアセスメントをしっかりと実施して、安全対策の措置までしっかりと取っていただく。

さらに目標未達成の見込があるものについては、追加の取組という形で。卸売・小売、医療・福祉については、転倒、腰痛、高齢労働者というところを特に主眼に置いた集団指導を追加で実施したい、特に安全週間、衛生週間は、こういった取組について各事業場、団体も非常に意識が高まる時期ですから、この時期に。あと冬季無災害運動期間、雪国は冬場に滑った、転んだといった災害が多いので、12月から2月にかけて、特に重点的にこの対策取っており、この時期を捉えて追加の集団指導実施を進めていきたいと考えているところでございます。製造業については、先ほども言いましたように機械へのはさまれ、巻き込まれ、プラス転倒災害がトップ3に食い込んでいるという形になりますので、はさまれ、巻き込まれに注意が行きがちですけども、転倒災害も並行してしっかりとやって下さいという形で重点的に実施をしていく。外国人労働者については非常に急激に災害が増えているというところで、集団指導を追加で実施していくと。特に6月は外国人労働者の啓発月間という形で、厚生労働省あるいは労働局全体、これは職業安定部門も含めて、外国人労働者の雇用も含めて、こういった月間にいろいろ取組をしており、そういったものを捉えて、各労働基準監督署においても外国人労働者というところに視点を置いた指導を継続していきたいというふうに考えております。建設業については、繰り返しますが、やっぱり復旧復興工事関連、こちらの災害件数の積み上げ分が非常に多いという形です。引き続き集団指導およびパトロール指導、やはり現場を回って指導するというところが、基本中の基本という形になるかと思えます。特に能登地区においては安全週間に管轄労働基準監督署、七尾、穴水両署になりますけれども、一斉パトロール監督を重点的に実施をしたい。あと今後、復興関連工事も本格化が見込まれるという形で、来年の第2四半期以降、そういった施

工の動きを見ながら、その他の労働基準監督も含めて、県内の一斉パトロール監督を重点的に実施していきたいというふうに考えております。

これらの継続取組、あるいは指導強化、追加取組というところで、14次防の中間取りまとめを踏まえて、今後、最終年の目標達成に向けて取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

**【表部会長】**

ありがとうございます。たくさんの資料の説明いただきまして、ありがとうございました。事務局から説明がありました議事について、御意見、御質問はございますでしょうか。

西田委員、お願いいたします。

**【西田委員】**

御説明いただきありがとうございます。4点ほどあります。ちょっと多いので一問一答がいかんと思いますので、そういう形で進めさせてください。

まずは全体のお話です。アウトプット指標、今回の県で取り組んでいるアンケートの回答数があまり多くはないというお話があったと思います。これがアウトプット指標になっているので、ここを正しく取らないと適切な対処っていうのが難しいと思います。結果、この参考資料の5の内訳を見ると、一番多いのは商業、石川県だと商業ですが、アンケートの対象ですと商業が少ないというところもありますので。やはり石川県の労働者の全体を表していないアンケート結果になっていると思いますので、まずここをしっかりと、特に商業、保健衛生、接客娯楽、ここの3つに関しては、アンケートに協力していただくようしっかりと周知いただきたいと思います。

**【宮田健康安全課長】**

御指摘ありがとうございます。私どもも、その点については非常に問題意識を持っています。この周知については、いろんな取組ごとに周知して、おそらくのべ1万社ぐらいに案内は出しているんですけども、非常に残念な結果ということで。あとは、建設業とかはその業界団体、横のつながり、ある程度の固まりがあって、連携も取れているというところですが、小規模の多い接客娯楽業とか商業については、そういった団体に投げて会員さんから集約して下さいっていうのもなかなか難しいというところもあって、私どもも、そこについては、今後どうしようかというところが、課題と考えております。

という形を踏まえて、できれば全国統計の集計、一部については厚生労働省の本省の方から提示いただいて、ここにも載せてあるんですけども。特に安全面は今出せておりませんので、今後、法定統計でしっかり強制力のある裏付けでやっているもの、都道府県別のものを何とか頂けないかということは、今後改めてお願いしたいなど。あとは、やはりウェブアンケートっていうと、他の所でもよく聞くのですが、恰好はいいんですけど、やっぱり回答者本人がやるっていう意識がないとなかなか上がってこないというところもあり、そこはある程度しっかりこっちが回収しに行くという方法が必要かと。以前は年度末に事業場に案内を出して、併せて返事をもらうという取組もあったのですが、今ちょっとそれは途切れております。今後の後半に向けては、アンケートの母数を増やしていくという形を、御指摘も踏まえて取り組んでまいりたいと思います。また、そのあたりの御意見、お知恵もお借りいただく形で、御協力をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

【西田委員】

ありがとうございます。2点目なんですけれども、資料2の2ページにあります、アウトカムの転倒による平均休業見込日数を指標にしているというお話だったと思うんですけれども、これは怪我の度合いを表すものかなと、休業日数が多いと大きな怪我をしてしまって、そういった大きな怪我、日数を減らすということは大きな怪我を減らすというふうにも読み取れるのですが、もともとの目的からすると、転倒の防止という意味では、ここをアウトカム指標にするのが正しいのかっていうところが、本来の目的からすると少し疑問に思いましたので、もし補足説明があればお願いしたいと思います。

【宮田健康安全課長】

この指標は、全国版の目標を落とし込んでいるというところではあるのですが、先ほど統計グラフの4ページ、5ページ目で御案内しましたが、転倒災害については圧倒的に骨折災害が多いということになります。転倒災害が起きると結果的に休業が長くなるということから、逆引きのような形になりますが、転倒災害を防止することによって、高齢の方の7割、8割を占めている骨折による長期休養、重篤災害も抑えることによって、全体を抑え込むことができるというところで、リンクしているところがあるのではないかとこのところでございます。そのあたりは、今後精査して、取組と目標がさらに連携するような形で今後取り組んでいきたいと思っております。

【西田委員】

ありがとうございます。ちょっと何かの資料で見たことがあるんですが、この骨折の転倒事故は、男女別に見ると、確か明らかに女性が多かったというデータ過去に見たことあって、すいません、不確かかもしれませんが。なので、特にやはり高齢の女性となると、今の働き方、社会進出が増えていくっていう中だと、商業とか福祉の現場で働く方が多いんじゃないかなと思いますので、やはりアンケートが少ないっていうところもありますので、そちらに対する指導とか教育の充実っていうところは、なおさら評価をお願いしたいと思います。

【細貝労働基準部長】

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

【表部会長】

はい、お願いいたします。

【細貝労働基準部長】

ありがとうございます。西田委員の御指摘はそのとおりでありまして、特に高齢女性ということですが、高齢女性、転倒災害の発生率だけで全労働者の全ての労働災害の発生率よりも高いと。要は高齢かつ女性というところは非常にターゲットになっていて、かつ中高年齢の女性だと骨密度の低下により、非常に骨折しやすいというような状況もあると。労働者の構成比率が変わっていく中で、重篤化、休業日数30日っていうところを一つ全国で示して、地域でも示しているのは、まさにこの点が理由です。特に女性、高齢者というところにターゲット置いて対応

しているというところが、一つ御指摘のとおりだと思います。

そういったことを集中的に周知することで、働く皆さんにもちょっと転ぶだけって皆さん軽く考え易いところがありますが、1回転んで骨折するとなかなか仕事にも復帰できない、復帰できなくなれば、会社の方も人手不足の中で大変だということもございますので、この30日というところを掲げたというところであろうかということでございます。補足ございました。

**【宮田健康安全課長】**

現在、14次防の中間年になりますけれども、実は厚生労働省本省の方でも、それらの状況を踏まえて、実は今年度、7年度からは、対象として、特に中高年齢の女性という注釈が新たに付け加えられております。

私どもも、それを踏まえて、先ほど言いました、「エイジフレンドリーガイドライン」の災害防止にあたっては、それぞれの労働者の体力とか健康状態に合わせた臨機応変な取組、一律の取組ですと高年齢労働者、特に女性というところが一律の対応から漏れてしまうという形になるので、それぞれの方にしっかりフィットした、マッチした2段階の対応ですね、一般の方プラス特にそういった高年齢、女性の方についてはそれに応じた対応、もちろん高年齢でも女性でも、若くて元気な方もいらっしゃると思いますので、それに応じた対応をお願いしますということ、**「エイジフレンドリーガイドライン」**と併せてお願いをいしてという形になります。ただ今御指摘いただいた点も踏まえて、今後の指導を進めてまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

**【西田委員】**

ありがとうございます。3点目になるんですが、11ページ目にあります過重労働の件です。こちらのアウトカム指標で、長時間労働の60時間以上を5%以下に軽減というお話の中で、アウトプット指標が年次有給休暇の取得率を上げるとなっているんですが、自分も働いている身からすると、年次有給休暇を取ってしまうと、どうしても逆に残業時間が増えてしまうみたいなところもあります。休んでいる間も仕事が減らないので、働いている日の残業時間が増えるというような感覚を持っているのですが、ここで自分としては相反しているものがアウトプット指標とアウトカム指標になっているところについて、何か労働局として見解というか、何か思いがあれば教えていただきたいと思います。

**【細貝労働基準部長】**

部会長、よろしいでしょうか。

**【表部会長】**

はい、よろしくをお願いします。

**【細貝労働基準部長】**

御指摘ありがとうございます。確かに年休を取得することによって、その分、他のところにしわ寄せがという心理的なところはあろうかということですが、一方でやはり年次有給休暇取得率、そもそも100%、20日付与ということであれば、それに近付けていくことによって、より心身の健康を保って普段の仕事にもというところだと思います。この取得率70%と60時間以上を5%以下というのは、過労死等防止対策に係る大綱で定めている政府目標ということにもなっ

ておりまして、まず時間を減らすことがアウトカムとしての目標であれば、組み合わせとしての手段としては、まずは分かりやすい年次有給休暇を、法定で定められている年5日ということもございますので、そこをすることによって全体の労働時間を減らすということにも叶うだろうということでございます。

ただ御指摘のとおり、そういった、しわ寄せということも無くはないと思いますので、普段の監督指導とかの際にしっかりみていくのかなというふうに思います。

【宮田健康安全課長】

長時間労働、過重労働による考え方で、労災保険の認定基準の考え方にもあるんですけども、疲労の蓄積っていう考え方があります。単発的に長い時間働いても、一旦リセットすることによって疲労の蓄積がそこでリセットされるという形で、皆さんも感覚的に1日長く働くよりも、休日が一度潰れる方が身体が辛いていう経験が多分あるかと思うんですけども、その考え方と同じで、先ほど言った有給休暇や勤務インターバルもそれとリンクします。1日夜遅くまで働いて、次の朝一から働くと身体が大変ですけども、時差出勤等することによって、ある程度休養、身体がリセットされるという形で、総労働時間を短くすることプラス疲労の蓄積を一旦リセットしてもらう等。

労災認定基準でも、単純な月何時間の時間外労働プラス交代勤務であるとか、連続勤務何日とか、そういう色々な要素で認定されているんですけども、その中で、特に労働時間の減少については、ある程度周知が進んできたという中で、特にその疲労蓄積という部分についてピンポイントで抑えていこうというところの目標ということで、このような取組になっている、その取組の1つというところで目標として挙げているという趣旨でございます。

【西田委員】

ありがとうございました。最終的には心身の疲労を和らげる目的で、数字目標が立てられているってということで、最終目標達成するための取組だよっていうところでしょうか。

【宮田健康安全課長】

そうです。本来は総労働時間もちゃんと減って、疲労蓄積、休日労働もせずにしっかり休息を取って、全てが網羅できれば一番いいというところで、そのうちの1つの特に遅れている部分の取組という形で、重点的に挙げさせていただいているということになろうかと思います。

【西田委員】

ありがとうございます。最後に4点目になるんですが、能登地震の復旧復興工事に対する労災の状況がその部分だけ切り取っても多いというところで、この資料の話とは全く関係がないんですが、能登の現場の方々の御意見を聞くと、なかなか行政が入ってくれないっていうような御意見を聞きました。というのはその予算では引き受けられない、特に県外の企業から来ると、作業の費用だけじゃなくってそこまで移動するためとか、労働者を長時間拘束させるとか、そういったところにも費用が掛かってしまってなかなか業者が入ってくれないっていうようなお話がありました。

その真偽はともかく、実際に働いている人、そういった安い予算で働いている場合はできるだけ工期を短くしてリカバリーしようっていう会社の思惑があると、労働者にとっては焦りにな

ってしまって、その結果労災につながるってということも考えられるのかなと思いました。

この場でする話ではないんですけども、例えば取適法の話になるかもしれませんが、そういった能登の現場で働くに当たって、多分県や国が、業者がゆとりを持った工期で確実に労働者の安全を確保した上で働く現場を提供するっていうところも、労働災害を減らすための対策の1つになるのかなと思いました。これを誰にどう上げていいかはちょっと分からないんですけども、少しそういった御意見もありましたので、ちょっと共有をさせていただきました。

**【宮田健康安全課長】**

我々も特に、発災直後から公費解体がものすごいボリュームで進められながらも、やはりなかなか業者入ってくれない、特に当初は里山海道が使えなくて遠くからは来れないとか、業者が非常に限られてしまうとか、あとは発注の費用の関係とか、色々とそのような話もお聞きしております。

私どもの方でも、それらを踏まえて、いわゆるこれは業者だけ、あるいは業界団体だけではなかなか解決できない、これは発注者や関係者というところに対するアプローチってというのが非常に大事であるということで、県・市町、国交省あるいは公費解体では一部粉じんとか石綿の問題もあったので環境省とか、色々そういった所と連携もしまして、発注者となる方に対しても、発注条件や必要な費用をちゃんと見てくださいよといった要請の形で労働局としても行わせていただいています。あと公費解体であれば解体協会などが取り仕切っているということもありましたので、そういった業界団体に対して、私どもの方でも、速やかな対応は必要だけでも、当然安全も確保すると、発注者としても両面からしっかりフォローしてくれよ、という形で要請を行わせていただいているところでございます。

今後、当然、復興工事が本格化するという中で、そういった話が出てくれば、私どもとしても、現場だけの指導ではなく、そういった発注者側も含めた対応を引き続き検討させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

**【西田委員】**

ありがとうございました。私からは以上です。

**【表部会長】**

西田委員、御質問ありがとうございました。

その他御意見、御質問はございますでしょうか。

**【長澤委員】**

では、私から。

**【表部会長】**

長澤委員、お願いいたします。

**【長澤委員】**

御説明どうもありがとうございました。今、発注者へのアプローチが大事という議論がございましたので、それに関連して1点だけお話しさせていただきます。

7 ページ目の陸上貨物運送事業の御説明の中で、実際は交通事故ではなくて荷役作業の中の事故が多いというお話がございました。ガイドライン、荷役作業ガイドラインですかね。荷役作業の安全対策ガイドラインというものがかなり浸透しているという御説明でもありましたけれども、このガイドラインを拝見しますと、適切な機器の使用であったりとか、実際に作業に当たる方の遵守事項の周知だったりとか、そういったことが細やかに記載されてございます。これは、やはりコストの掛かるものですので、ぜひそのコストに関して、価格転嫁というものをきちんと契約者の間でやっていただくということの周知が必要になってくるのかなというふうに思います。

今のお話の中で、取適法の話も出ましたけれども、下請法改め取適法、来年の1月1日から施行ということですね。ここの中に特定運送委託というものの、いわゆる荷主、発注者の荷主さんが運送事業者に対して物品の運送を委託する取引であっても、この取適法の適用になるということとして。価格転嫁がきちんとできるような取引関係を整えましょうということが、取適法の1つの内容にはなっています。

まさにこの貨物運送事業の中においても、この荷役作業で労災が起きないようにきちんとコストをかけて、荷役作業もやってもらうということも荷主さんの方にもきちんと告知して、それに必要なコストというものはきちんと掛かるものは掛かるんだよってということで、きちんと運送業者さんと話ができるような環境を作って下さいねってことをお話することによって、結果的には、このガイドラインに基づく措置をする事業者さんが増えていくというような構造になっていくかなと思いますので、こちらが考えていらっしゃる計画の寄与にも資することになるかと思えます。

ガイドラインを守ってねってということの目標のためには、取引内容の価格にきちんと上乗せをさせるというところのアプローチからもお話をすることによって、このガイドラインが実効的に取引業者の中に浸透していくんじゃないかなというふうに思いますので、御検討下さい。ありがとうございました。

#### 【表部会長】

事務局お願いいたします。

#### 【宮田健康安全課長】

御指摘ありがとうございます。私どもの方も、まさに建設と同じで、この運送業の災害というのは、出発してしまえば荷を受ける側の問題っていうところもあり、あるいは発注者側の問題として発注条件の問題もあるということで、私どもも、こちらのガイドラインと併せて、いわゆる荷主要請という言い方をしておりますけれども、各労働基準監督署で監督官が調査、指導に回った時に、運送業はどちらかという荷を運ぶ側で、あとはほとんどの会社が運送会社に荷物の運送を発注する、宅配便も含めて荷主になり得るという形ですが、その調査、指導と併せてそういったことも周知しており、要請文というのにも必要に応じて交付しております。

問題があった場合には、先ほど公取関係の話とかいろいろ出てきましたけれども、国交省とかもですね。そういった所にお互いに情報提供して、場合によっては連携して調査するという、何とかGメンみたいなものもありますけれども、そういった連携の枠組というのが、全国的に労働局、労働基準監督署にもございます。そういった中で、私どもも発注条件も含めて、御案内、要請文の交付をして回っているというところでございます。今の御指摘も踏まえて、単純に目

の前の災害防止だけではなく、そういった全般的な発注者、発注条件というところも含めて引き続き周知徹底をしていきたいと思えます。よろしくお願いします。

【長澤委員】

ありがとうございます。

【表部会長】

よろしいでしょうか。

【長澤委員】

はい、大丈夫です。

【表部会長】

ありがとうございました。その他御質問は。  
橋本委員、お願いいたします。

【橋本委員】

私は団体なので、様々な御説明は、私が代表して聞かせていただいたと。ただ、この説明は結果の話なので、大事なものは、こうさせないことがものすごく大事で。労働災害の現況というこの冊子、参考資料の1枚めくると、これ細貝部長も先ほどちょっとお話しした、あいさつの中にあっと思うんやけど。今ここの表にある件数が1,200件前後で、一時ほんと高くなっていた時はあるんだけど、これは平成14年からの表で、実は30年、50年前っていうのは3倍ほどの数値だったんですよっていう挨拶をされとった。当時から見ると画期的に件数そのものは減っているんで、その減った、なぜ減ったかっていう、そこがものすごく大事だと思っていて。そのなぜ減ったという革命的な減らし方をして、今1,200件を例えば半分ぐらいに、ひよっとしたら次の革命的な何かがあるとできるんじゃないかなって、まず思いました。

そして、私どもは団体なので、会員企業が400社ほどおいでて、その従業員、パーっとトータルすると6万か7万で、関連を混ぜると相当の数字になると思うんですけど、そこは年2回、安全パトロールっていうのを労働局さんと連合さんと私どもの役員の方と現場に行ってるんですわ。そしたら6月から7月と12月のどっかその辺でやるんですけど。私どもは経営者を集めることは年6回あって、必ずその安全パトロールがあった時は、経営者が集まる。100人ほど集まるんですけど、その時に会長が挨拶にそれを必ず入れとるんですわ。安全対策というのは一番大事なので、念には念を入れて経営なさって下さいねっていうことなんだけど、それを年2回やらせていただいている。注意喚起をしとるような感じで。

それは、言葉で言うのとだけなんで、できれば何か1枚紙でうちの会員全部に配ることができまうので、また県内企業、私どもほぼ7割から8割の名簿も持ってますので、7,000~8,000社にもお送りすることができます。注意喚起だけですけれど、そういう冊子、これ全部に送る訳にはいかんもんで、1枚紙で何かまとめていただくとありがたいなと思って。それも、お一つ思うような。これ、ちょっと注意せんなんて思うような感じのものを作っていただくとありがたいと思えます。以上です。

## 【宮田健康安全課長】

前向きに取り組んでいただいております、御協力ありがとうございます。

今言われたパトロールは、政労使合同安全パトロールという形で、全国的にも政労使三者というのは比較的珍しいかなと思いますけれど、私も行政と経営者団体、労働者団体の代表三者が揃って、年に2回、現場をパトロールして、マスコミにも取り上げていただいて県内の安全意識を高めていただくという取組になります。引き続き皆さま方にも御協力をお願いしたいと思います。

あと一点、労働災害ですね、何十年前に比べるとかなり減ったというところですが、昭和48年から災害統計を取っておりますけれども、県内でいくと、その昭和48年で年間3,825件の労働災害があったという形でした。実は、平成28年には年間で987件、ようやく県内も三桁が来たかとちょっとぬか喜びだったんですけど、その後、全国的にもそうなんですけど、横ばいからむしろV字で少し増えているっていう状況というところなんです。

その一番大きな原因はやはり、昔、災害がものすごく多かった製造業と建設業、これの安全対策が進化した。先ほど劇的なという話がありましたけれども、機械も昔に比べれば安全装置ですね、機械の回転部分とか刃がむき出しになっているような機械っていうのは、今は法律で禁じられていますし、安全装置、手を入れたら止まるとか、センサー付きであるとか、機械がものすごく安全側に発展してきているというところなんです。あと建設業でいえば圧倒的に墜落災害が多かったんですけども、墜落防止の手すり、昔は手すり1本あれば良かったんですけども。今は手すりの下から落ちたりすることがないように、中さんを入れたりとかですね、あと安全帯も昔はベルト1本だったのが、今はハーネス型というように、安全対策のそういう設備、機械が進化していますし、法令も非常に災害の多い業種については、そういった法令改正や私も労働基準監督署も指導を徹底してきたというところで、特にターゲットの大きいところを比較的効果的に潰してきたということで、平成あたりまで災害が減ってきたということがあります。

一方、転倒災害っていうのはなかなか固定的、物理的対策が取りづらい、管理者の方がずっとその人の横に付いて回って、危険な動きをするなよって付いて回る訳にはいかないという形なので、本人自身に安全行動を意識していただく、どちらかというと教育、指導、意識を高めていただくというところですね、物理的、固定的対策がなかなか難しいというところで、比較して先ほどの製造、建設に対しては、保留になっていた部分が、今、相対的に非常に比率が増えてきたので、近年はターゲットが大きくなってきた、そこに対してどう潰していくかという段階に入ってきているというところで、先ほど御案内したような形、転倒災害、高齢者災害の方に取り組んでいきたいというふう考えております。

あと会員の方に御周知をということですね。私も色々皆さんが集まる機会にお声掛けをいただければ、担当の者が研修、講話というのも御要望に応じて承っておりますし、あるいはインターネットのメルマガ、あるいは会報とか、特にこの点について一言いただきたい、注意喚起いただきたいということであれば、そういう投稿、原稿というのも依頼を受けております。

あるいは、何かリーフレット、パンフレット等、重点的なものをうちの会員、あるいはこの業界だと特にどの辺が重点なのか等、御要望をいただければ、なるべくそれに合わせた形での対応は引き続きさせていただきたいと思っております。また個別に御相談、御依頼を頂ければ、なるべく御対応させていただきたいと思っておりますので、他の団体、企業の皆さんも含めて御相談をいただければと思います。私もとしまして、そういったお声掛けをいただければ、皆さんに周知指導をするチャンスなんですね。なるべく積極的に御対応させていただきますので、よろしくお

願いたします。

【表部会長】

橋本委員、よろしいでしょうか。

【橋本委員】

労働局さんは、分かっていらっしゃると思うけど、転倒災害は明らかに運動不足ですわね。ちょっとした運動を心掛けると、ほとんど転倒災害はなくなるとは思いますけど、それは私自身がそうですから。その辺の周知をよろしく願いたします。

【宮田健康安全課長】

ありがとうございます。今、産業保健総合支援センターあるいは地域産保センターと連携して、そういった体力づくりとかそういった取組、あと体力測定とかですね、今年度も非常に転倒災害が多い業種、福祉施設あるいは小売業というところを集めて、そういったシミュレーションを管理者の方に体験していただいたという取組もやっておりますが、その管理者の方が会社に戻って、自分でやるとなるともう一つちょっとハードルがあるようで、我々としても、その辺りを会社さんにもっと取り組んでいただきたいというところで、今の御指摘も踏まえて、今後も取組を進めていきたいという形で考えております。御指摘ありがとうございました。

【表部会長】

ありがとうございました。

田口委員、願いたします。

【田口委員】

先ほどもいろいろありがとうございました。私、今日初めて参加をさせていただきました勉強になりました。ありがとうございます。

いろいろ労働災害というようなことでございますので、この資料で、いろいろアウトプットとかアウトカムとかっていうことを覚えさせていただきましたけども、労働災害をいかに防ぐかっていうのは、我々経営者的にはそうなんですけども、現場にいかに周知できるか、それが一番肝心だと思うんです。どうやって現場に周知するか、これが一番難しい話で。

例えば、この資料を現場に配って、みんな見てくださいよって、誰一人見ません。それ間違いないです、これは。橋本さんも先ほどおっしゃったとおり、1枚もんにして簡単に小学生でも分かるような、そのくらいの資料を現場に配って、こういうことなんですよってということで初めて理解できるっていうのが、お恥ずかしい話、私のところの現場はそうなんです、事実上。だからいろんな素晴らしい資料を作っても、いかに現場に周知するかっていうことが労働災害を防ぐ一番の特効薬やな、というふうに我々も思っていますし、当然、労働安全衛生委員会とか、そういうのは各社がやっとなと思えますけども、そこで初めて、例えば我々と職場の代表とか、そういう所に分かりやすい資料で下ろして、こういうことだから労働災害無くそうねっていうようなことができれば一番良いということをおもいますので、是非、そういった簡単な資料っていう言い方はちょっと語弊があるのかもしれませんが、やっぱりそういうものがしっかりとあれば、少しでも減るんかなっていうふうに思いますので。

我々も一生懸命そういうことを思いながらやっておりますけども、なかなか周知できんもんで、その周知の仕方が一番大事だというようなことを、みんなで共有しながらやっていかんなんなっているのを、私は思いました。すいません、意見、感想でした。ありがとうございます。

#### 【宮田健康安全課長】

御指摘ありがとうございます。役所の作る書類っていうのは、字と数字ばかりで、なかなか分厚くても誰も読まないのではないかという御意見があることは、以前より承知しているところです。全国統一版となると、やむを得ずそういうふうになろうかと思うんですけども、そこを踏まえて、労働局の方では、それぞれの地域性に応じて、なるべく絵も入った、グラフも入ったものを編集して御提案できるような形で少しずつ努めてはおります。確かに字がいっぱい書いてあるものを廊下に貼ったところで、それを作業員の方がじっくり読むかという話になると、なかなか難しい部分があるんですね。いわゆる安全衛生対策の見える化というふうに呼んでいますけど、やはりビジュアルに訴える、先ほどの前半の数字の案内よりも、追加で作成したグラフを見たほうが一目瞭然分かるということも含めて、そういったところをなるべく作業員の方々が理解できるような形でさらにレベルアップに努めてまいりたいと思います。

それに当たっては、また御指導、御指摘等も頂ければということで、引き続きよろしく願いいたします。

#### 【表部会長】

ありがとうございます。私からも数点お話しさせていただいてよろしいですか。

今の田口委員のお話、橋本委員のお話にもありましたが、石川県は中小企業が本当に多くて、小さい企業での安全衛生とか健康管理ってなかなか大変なところがあると思うんですけども、業種別に資料をお出しいただくとか、何か分かり易いものがあると良いのではないかというふうに思います。産業医とか私ども産業保健といった分野の方たちが働いている所も、働いていない所もたくさんあるというふうに住じていますので、そういった所に、どうやってうちでは安全とか健康とかっていうところを予防していくかっていうところを、もう少しサポートいただくと良いのかなというふうに思いました。

それと意見です。もう一点、今回、中間報告として、アンケートの結果を使って御報告いただきました。先ほど西田委員のほうから最初に御意見がありました、アンケートの回答数ですね、これが本当に174ぐらいで、この石川県内の企業の何%か、ということ考えた時にかなり少ないですね、かなり少ないという状況で、そして業種別にも割合、回答数が本当に異なっています。これを次の最終評価の時に、この数字をどのように使っていくかっていうところが気になるところでした。

最終評価の時の評価をどのように出されるかということも、また是非御検討いただき、その実施しているものが、ものすごい上がり下がりするという状況にもなりますし、その業種の中で何%の企業が答えているかということも示していただいて、結果を出していただく、出しにくいかもしれないんですけども、正しく読むっていうことが大事なのかなって思っていて、意見として述べさせていただきます。ありがとうございます。

#### 【宮田課長補佐】

ありがとうございます。今回の取りまとめに当たってアンケートの中で、先ほども言いましたように、我々もその部分の課題意識を持っております。

当然、最終判断に当たってはこのままでという訳にはいきませんので、精度の高いもの、ちょっと数が少ないのであまり細かくすると数字が一桁とかになってしまうので、もう少し母数を上げて、さらに細分化した内訳とかも出せるような形で、そのためには、やはりアンケートの母数をどうやって上げていくかということですね。私どもも、引き続き知恵を絞って、皆さま方のお知恵も拝借して、何とか最終年にはもう少し精度の高いアンケートということで皆さまに御案内させていただいて、御評価を頂けるような形で取組を進めさせていただければと思います。

あと中小零細企業に関しましては、先ほどもちょっとお話しをさせていただきましたけれども、厚生労働省としましてもそのあたりの対応については、それぞれの会社独自で専属の産業保健スタッフっていうのをなかなか確保できないという形ですね、50人未満の事業場に対しては、石川産業保健総合支援センター並びに地域ごとの地域産保センターという所が、50人未満の会社の産業保健サービスについて無料で実施したり相談に乗ったりというような委託事業を、それら産保センターさんと連携しながら引き続き取り組んでまいります。

今後、50人未満の所にもストレスチェックが始まるという法改正があり、その過程でより一層産保センターとの連携っていうのは、厚生労働省としてもしっかり連携して取り組んでいくという形になります。特にストレスチェックなんかは、個人情報を含みますので、変な話ですが、零細企業だとパワハラしている人と管理している人が同じということになっては面白くないということで、そういう外部機関を活用しながらという形で、検討されてるという話も聞いておりますので、そういった中小零細企業には、それらの所と連携しながらフォロー、案内をしながらよりきめ細かい対応ができるように、御意見を踏まえて対応していきたいと思います。よろしくお願ひします。

**【表部会長】**

ありがとうございます。その他御質問、御意見はございませんでしょうか。

そうしましたら、各委員が本日の資料説明について、もし後日、質問などが生じた際には委員から事務局に連絡すれば、事務局から説明いただけるということでよろしいでしょうか。

**【大川課長補佐】**

結構です。

**【表部会長】**

それでは御意見、御質問等は以上ということで、議事にかかる審議を終了します。活発な御意見ありがとうございました。

本日の審議で皆さまからさまざまな御意見を頂戴しましたことを生かし、さらなる効果的な取組を検討し、今後、第14次防の目標、アウトプット指標、アウトカム指標の作成に向け努力いただきたいと思います。また次回の地方労働審議会においては、本日の第14次防の推進状況の中間取りまとめなどを抜粋したものを資料として、部会審議事項という形で事務局から報告としてもらうことといたします。これらについて皆さま、御了承いただけますでしょうか。

**【各側委員】**

はい。

**【表部会長】**

ありがとうございました。それでは皆さまに御了解いただけたということで、これにて本日の議事を終了いたします。

それでは進行を事務局にお返しいたします。

**【細貝労働基準部長】**

長い時間にわたり御審議をいただきありがとうございました。今、部会長から御発言をいただきましたように、本日、資料に基づいて御審議いただいた内容につきましては、来年の3月に予定してございます石川地方労働審議会におきまして、事務局から報告をさせていただきたいと思っております。具体的には資料2の最後のページのあたり、全体をまとめたものと、あとはどういう点に力を入れていくのかというあたりかなと思っております。

具体的な対応としては転倒災害、これは全産業にわたりますので力を入れていく、業種別のところで建設、社会福祉、小売等々、転倒災害も含めて対応していく。もう一つ、外国人労働者ということだと思います。加えて能登半島地震の対応も目配りをしっかりしていくと。こういったことに力を入れて計画の後半も進めていければと、こういうふうを考えてございます。

また審議の中でも各委員からさまざまな御示唆を頂き、ありがとうございました。実態把握をしっかりと進める必要があるのではないか、業種を検討して実施するという事と、分かりやすい資料、これが災害の近道の一つなのではないかと、災害防止の周知をさせていただくということと、発注者あるいは荷主に対して、取引適正化法という視点も踏まえたしっかりとした連携、関連機関と連携した上で周知を進めて実際やっていくというような、今後の行政運営に向けての非常に大きなヒントを頂きました。これを踏まえて、担当課の方でどんなことをするかというのを練らせていただいて、また審議会等々で御審議をいただければというふうに思います。

本日はどうもありがとうございました。引き続き御指導どうぞよろしくお願いいたします。

**【大川課長補佐】**

以上をもちまして、令和7年度石川地方労働審議会労働災害防止部会を閉会いたします。皆さま本日は誠にありがとうございました。